

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

マリ人権報告書 2016 年版

概要

マリは、立憲民主主義国である。2013 年にイブラヒム・ブバカル・ケイタ (Ibrahim Boubacar Keita) 大統領が、国際監視団が自由で公正であるとみなした大統領選挙で勝利した。ケイタ大統領の就任とその後の自由で公正な選挙による新しい国民議会の設立によって、前の民主的に選出されたアマドゥ・トゥマニ・トゥーレ (Amadou Toumani Toure) 大統領を追放した 2012 年の軍事クーデター後続いていた 16 ヶ月の移行期間が終了した。民主政権の復活とクーデター指導者アマドゥ・サノゴ (Amadou Sanogo) の逮捕は、軍による支配から文民統制を幾らか回復させた。

文民政権は、治安部隊を常に十分に統制しているとは限らなかった。

和平合意が 2015 年 6 月に政府、北部民兵プラットフォーム (Platform of northern militias)、アザワド運動連合 (Coordination of Movements of Azawad (CMA)) の間で締結されたにもかかわらず、CMA とプラットフォームとの間の激しい紛争が北部地域全体で続いた。アンサー・アル・アッ・ディーン (Anasar al-Dine)、イスラム・マグリブ諸国のアルカイダ (al-Qaida in the Islamic Maghreb (AQIM))、アル・ムラビトゥーン (al-Murabitoun)、マシーナ解放戦線 (Macina Liberation Front (FLM)) 等、和平プロセスの当事者でないテロ組織は、軍、武装集団、一般市民を標的に北部および中央部の全域で攻撃を行った。

キダル (Kidal) 州とその周辺地域でのプラットフォームと CMA 戦闘員との間の激しい衝突の間に起きた民間人に対する虐待が最も重大な人権問題であった。虐待には、恣意的な勾留、財産の破壊と押収、民間人の殺害が含まれていた。キダル市内及び市外での激しい衝突は、相手方の戦闘員や民間人を標的にし、死亡者、負傷者、恣意的な勾留、人道援助の中断、財産の損失を招いた。暴力を解決できないことは、北部での和平合意内容の実施を遅らせ、基本的なサービスが提供できない状態を長引かせた。(2016 年) 2 月と 3 月のメナカ (Menaka) 地区での CMA と同盟している武装集団とプラットフォームとの間の激しい衝突でも民間人を標的にし、多数の死者をもたらした。

その他の人権問題には、政府軍による恣意的な殺害、失踪、拷問を含む被勾留者への虐待、過酷な刑務所の状況、恣意的な拘留、司法の独立性の欠如と非効率性、言論、報道、集会、結社に関する制限、公務員の汚職、女性と少女に対する強姦と家庭内暴力、女性性器切除 (FGM/C)、人身売買、奴隷同様の慣行に服従させられていた黒人系トゥアレグ族 (black Tuaregs) に対する社会的差別、性的指向に基づく差別、HIV/AIDS に感染/罹患している者と

白皮症を持つ者に対する差別が含まれた。当局や雇用者は、しばしば労働者の権利を無視し、児童労働を含む搾取的な労働は一般的であった。

政府は、治安部隊であれ、それ以外の政府のどの部署であれ、違反行為をした公務員を調査し、起訴し、処罰する努力をほとんどあるいは全くと言っていいほどやっておらず、また刑事責任の免除は問題であった。2013 年に最初に逮捕されたクーデターリーダーのサノゴは、逮捕されたまま裁判を待っていた。サノゴの裁判は 12 月にシカッソ(Sikasso)で始まったが、裁判長は 2017 年の初旬まで裁判を遅らせるための被告側の対抗手段を受け入れた。国際刑事裁判所はティンブクトゥ(Timbuktu)の聖廟の破壊に関する戦争犯罪で 1 人に有罪判決を下したが、北部で実行された重大犯罪に対する刑事責任の免除は続いていた。

2015 年 6 月の和平合意にもかかわらず、イムガード・トゥアレグと自衛団同盟(Imghad Tuareg and Allies Self-defense Group(GATIA)、アザワド・プラットフォームのアラブ運動(Arab Movement for Azawad-Platform(MAA-PF))、愛国抵抗軍の調整と運動(Coordination of Patriotic Resistance Forces and Movements(CMFPR)を含むプラットフォーム内の勢力とアザワド解放民族運動(MNLA)、アザワド統一高等評議会(HCUA)、アザワド・アラブ運動(MAA)を含む CMA の勢力が、即決の処刑、性的暴力、拷問、子どもの兵士の使用を含む深刻な人権侵害をしていた。AQIM の関係団体を含む過激派組織は、民間人や平和維持軍の兵士を含む軍の隊員を殺害した。政府はフランス軍と協力して、北部でテロ掃討作戦を実施し、過激派や罪を犯したことで訴えられていた武装集団のメンバーの勾留につなげた。虐待の報告は、めったに調査や訴追に至らなかった。

国際連合マリ多元統合安定化ミッション(UN Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali(MINUSMA))で派遣されていたチャドの平和維持軍の兵士が、殺害、拉致、恣意的な逮捕を含むキダル州での多数の人権侵害で訴えられた(第 1 節. g を参照)。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及びその他の法に基づかない又は政治的な意図を持った殺人

政府やその機関が恣意的または法に基づかない殺人を犯したという報告が幾つかあった(第 1 節. g を参照)。

国際連合マリ多元統合安定化ミッション(MINUSMA)によると、例えば、(2016 年)4 月か 5 月に政府軍は、テロ関連の嫌疑で逮捕された 3 名を即決で処刑したとのことであった。国際的な非政府組織(NGO)のヒューマン・ライツ・ウォッチ(Human Rights Watch)は、2016 年に

同国中部で起きた被勾留者 10 人の殺害について詳細に文書で明らかにした。

和平合意に署名した武装集団と暴力的な過激派組織は、内部抗争に関連して多数の恣意的な殺人を犯した。(2016 年)7 月から 9 月までのアザワド運動連合(CMA)とイムガード・トゥアレグと自衛団同盟(GATIA)との衝突の間に、数人の民間人を含む約 165 人が殺された。GATIA は、この期間中に政府から武器やその他の物資の支援を受けたと伝えられている。イスラム・マダグレ諸国のアルカイダ(AQIM)加盟組織を含むテロ組織は、頻繁な攻撃を仕掛け、国内外の治安部隊員ばかりでなく民間人も殺害した。

ゲリラや過激なイスラム主義組織による攻撃は、昔から続いている北部の紛争地域からモプティ(Mopti)州とセグー(Segou)州へとますます拡大していった。彼らによる攻撃は、政府および国際治安部隊員を対象としていた。

MINUSMA のチャドのメンバーが、一般市民を殺したとのことであった。(2016 年)5 月に、MINUSMA に派遣されたチャドの平和維持軍の兵士が、アンサール・アッ・ディーンによる 5 月 18 日の攻撃の後、数名の民間人を逮捕したと伝えられている。逮捕された男性のうち牧夫 1 名が、チャド兵による拘禁中に死亡した。

2013 年の反乱後、旧暫定政権メンバーのユスフ・トラオレ大佐(Colonel Youssouf Traore)を含む旧大統領親衛隊であるレッドベレーの隊員 21 名に対して行われた強制的な失踪、拷問、殺害に対して、クーデターのリーダーのサノゴ(Sanogo)を含む容疑者の訴追はあまり進展していなかった。この訴訟事件は、(2016 年)12 月に最初に審理に付された。しかし、DNA 証拠の許容性に対する被告側による異議の後、この訴訟は新たな DNA 解析が行われる 2017 年まで中断されていた。

b 失踪

失踪の報告が幾つかあった。

人権監視団員は、噂によれば北部紛争に関連して勾留されたとされている数十人の被収容者の所在を確認することができなかった。これは、おそらくは、勾留中の死亡が報告されていないか、秘密裏に釈放されたか、政府諜報機関である国家治安局(General Directorate of State Security(DGSE))に被収容者を内々に移送したためではないかと疑われている。人権機関は、DGSE が 60 人の未承認の被勾留者を収容していると推定した。

2013 年の反乱後、旧暫定政権メンバーのユスフ・トラオレ大佐を含む旧大統領親衛隊であ

るレッドベレーの隊員 21 名に対して行われた強制的な失踪、拷問、殺害に対して、クーデターのリーダーのサノゴを含む容疑者の訴追はあまり進展していなかった(第 1 節 a を参照)。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法及び法律は、このような行為を禁じているが、アンサール・アッ・ディーン、アル・ムラビトゥーン、マシーナ解放戦線を含む過激派グループとのつながりが疑わしい者に対して政府軍兵士がこのような行為をしたという報告があった(第 1 節.g を参照)。イスラム主義集団が性的暴力を振るったという報告があった。

MINUSMA によると、政府軍は 8 人の被勾留者を拷問し、3 月から 9 月の間に 7 人を虐待したとのことであった。

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、政府軍による拷問、特にマリ中央部のフラニ民族に対する拷問の申し立てがあったことを指摘した。本年上半期の政府軍によるモプティ州への攻撃に続いて、軍の隊員数名が地元のフラニ族 11 人を逮捕した事件があった。人権監視団員によると、11 人のうち 3 人はナンパラ(Nampala)軍事基地での勾留中に死亡し、他の者は拷問を受けた兆候を示していた。伝えられるところによれば、処罰されるべきこれらの隊員は、年末までに告発されなかった。

2014 年 8 月に 13 歳の少女を強姦したとされる兵士に対する事件は、未決定のままであった。軍は、2014 年 9 月にこの容疑者を釈放し、年末の時点でこの容疑者について文民検察官による公訴の提起に対して何ら応答しなかった。軍の協力が無いにもかかわらず、この検察官は引き続き事件を追及していた。

2012 年のレッドベレーの隊員 21 名に対して行われた失踪、拷問、殺害についての調査はあまり進展していなかった(第 1 節 a を参照)。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所の状況は、過密で、衛生状態と医療が不十分なため、過酷で、命を脅かすものであった。

物理的な状況：(2016 年)9 月 8 日時点で、設計収容人数 400 名の施設であるバマコ中央刑務所に 1,445 名の在監者が収容されていた。女性の刑務所では、収容状況は男性刑務所よ

りは良かった。当局は、受刑者と未決拘留者を一緒に収容していた。当局は、バマコ中央刑務所の警備が嚴重な部門とクリコロ (Koulikoro) でテロ関連の罪で逮捕された者を収容していた。当局は、逮捕された者を最大 72 時間まで警察署で拘束することができるが、留置所は男性、女性、子供別に分けられてはいなかった。

この年は、刑務所及びその他の刑事施設に収容されている者のうち27名が死亡した。司法省の独立機関である国家人権委員会 (National Commission for Human Rights (CNDH)) は、死亡は不健康な刑務所の状況に原因があるとした。27人のうち約半数が心臓発作で死亡していた。残りは、マラリア、HIV/エイズ、脱水症で死亡していた。

セキュリティ対策の不備と全般的な資源の不足のため、当局は刑務所の管理を維持できなかった。

刑務所の食糧は、提供されたとしても、質と量ともに不十分であり、また医療施設も不十分であった。衛生設備の欠如は引き続き、被収容者の健康に最も重大な脅威をもたらしていた。バケツをトイレとして使っていた。すべての刑務所が飲用水を入手できたわけではなかった。換気、照明、温度は、多くの貧しい都市部の家庭と似たような状態であった。

管理：刑務所の記録保管は不十分で、当局はその改善措置をこの年には講じなかった。当局は非暴力犯罪者に対して別の刑に処することはしなかった。

刑務所への苦情を受け付けるオンブズマンはいなかった。しかしながら、当局は、刑務所及びその他の刑事施設に収容されている者が、直接であれ、または共和国オンブズマン事務所 (Office of the Ombudsman of the Republic) 経由であれ、不服申し立てを司法当局にすることを許可していた。その際、無慈悲な状況に関する申し立てに信憑性があるかどうか調査する検閲はなかった。刑務所の在監者は、CNDHが刑務所を検査している際に口頭で不服を申し立てていたが、読み書きができないこと、不服申し立て制度に関する知識の欠如、このような不服申し立てをすることの有用性に対する懷疑、報復の恐れなどの理由で正式な申し立てを提出することはなかった。刑務所を訪問し、人道にかなった状況を徹底させることを任されているCNDHは、要請があれば1週間以内にバマコ中央刑務所の在監者を訪問していた。CNDHは、バマコ以外にある刑務所を定期的に訪れることはなかった。実際、最後に軍の収容施設を訪問したのは、2012年であった。政府の全国刑務所運営理事会 (Directorate for National Penitentiary Administration) は、刑務所と収容所の状況を調査し、監視した。被収容者は訪問者に概して接見できており、礼拝式も引き続き行っていた。

独立機関によるモニタリング：政府は人権監視団の訪問を許可し、人権団体はその年に訪問を行っていた。政府は、NGOやその他の監視員に要望書を刑務所長に提出するよう求めている。刑務所長は、それを司法省に送付していた。マリ人権協会(Malian Association for Human Rights)は、カティ、バマコ、および北部以外の場所で刑務所を訪問した。人権監視団員は、MINUSMAと国際赤十字委員会(ICRC)と共に、定期的にCMAとプラットフォームのメンバーが収容されている収容施設を訪問していた。ICRC職員はまた、バマコ、シカソ、クリコロ、ガオ、ティンブクトゥにある刑務所を訪問していた。

d 恣意的な逮捕又は拘留

憲法及び法律は、通常、恣意的な逮捕及び勾留を禁じている。それにもかかわらず、政府の治安部隊並びにプラットフォーム及び CMA の部隊は、進行中の北部紛争に関連して多数の者を勾留及び逮捕していた。特にキダルの衝突やティンブクトゥ、モプティ、セグー州でのテロ攻撃の後に勾留及び逮捕が多くなっていた(第1節gを参照)。

警察及び治安組織の役割

治安部隊には、国家警察(National Police)、マリ軍(Malian Armed Forces(FAMA))、国家憲兵隊(National Gendarmerie)、国家警備隊(National Guard)、および国家治安局(DGSE)が含まれる。FAMA、国家憲兵隊、国家警備隊は、行政組織上は国防省の管轄下にあるが、国家警備隊と国家憲兵隊の運営管理については、治安維持国民保護担当省(Ministry of Internal Security and Civil Protection)と分担している。警察官は、都市部での法律違反の取り締まりと秩序維持の責任を負っているが、憲兵隊員は農村部でその責任を負っている。軍隊は時折、警察や憲兵隊がいない北部地域で国内の治安活動を行っていた。国家警備隊には、国境警備の専門部隊があるが、ほとんど効果を発揮していなかった。治安維持国民保護担当省の任務には、国家が危機に瀕するような災害や暴動などの例外的な状況での秩序の維持を含んでいる。DGSE は、あらゆる事件を調査し、局長の裁量により一時的に人を勾留する権限を有する。通常、テロと国家安全保障の場合にのみ、そのような権限を行使していた。

国家警察は、資源と訓練が足りていなかった。腐敗が問題となっていて、交通警察官は、頻繁に運転手を逮捕し、賄賂と引き換えに釈放していた。

国際連合マリ多元統合安定化ミッション(MINUSMA)の任務には、安全保障の確保、民間人の保護、政府当局の再建の支援、治安部隊の立て直しが含まれている。MINUSMA は、主要な人口集中地以外の北部地域で、とりわけ市民が危険にさらされている地域での長距離パトロ

ールを含め、その影響力を広げるよう努めていた。MINUSMA の任務には、武力紛争の影響を受けた女性や子どもたちを特別に保護し、武力紛争における性的及び性別に基づく暴力の被害者のニーズに取り組むことも含まれている。MINUSMA の役割は、暴力の監視、捜査の支援、国内で起きた虐待若しくは人権侵害又は国際人道法違反について国連安全保障理事会への報告を通じて北部紛争に関連する問題の予測、防止、緩和、解決にまで及んでいた。

フランス軍によるテロ掃討作戦であるバルカン作戦は継続していた。この作戦は、サヘル地域に焦点を合わせたもので、マリ、チャド、ブルキナファソ、モーリタニア、ニジェールでテロ対策活動を実施していた。約 1,000 人のフランス軍兵士がマリ北部で FAMA と協力してテロ対策活動を行っていた。

文民当局は、治安部隊を十分に管理しきれていない時があった。この年に特に北部で、治安部隊が関与している刑事責任の免除についての多くの報告があった。治安部隊による虐待と汚職を調査し処罰する仕組みは概して機能していなかった。

国防省が 2014 年に設立した調査委員会は、治安部隊による殺害事件が軍事裁判法や刑法典の違反を構成するかどうかを決定するために調査を行った。委員会は、刑事裁判をするために人権侵害を伴う事件を検事総長に付託した。しかし、年末までに、委員会は、北部に再配置された兵士による人権侵害の疑いについては調査することなく終了した。

逮捕手続及び勾留された者の取扱い

法は、逮捕するには裁判官の発する令状が必要とされている。法は、48 時間以内に警察官が被疑者を起訴するか、釈放しなければならないとしている。警察は大抵十分な証拠に基づいて令状を取り、正当な権限を有する公務員が令状を発していたが、常にこのとおりになされていたわけではなかった。法は、逮捕から 72 時間以内に警察署から被疑者の身柄を検察庁に移すことを規定しているが、当局は被疑者を警察署で長く勾留していることがあった。当局は、特に軽微な犯罪や民事事件に関して、保釈の限定的な権利を有する被収容者に条件付き保釈を与えることができる。当局は、時には被告(人)を自己誓約に基づいて保釈していた。

被収容者は自ら選んだ弁護人を、また貧困人には国が提供する弁護人を依頼する権利を有する。それにもかかわらず、弁護士不足(特にバマコとモプティの以外の地域)が、しばしば弁護士による代理行為を利用する権利を妨げていた。

恣意的な逮捕：人権機関は、恣意的な逮捕と勾留の疑いが至る所であると報告した。多く

の場合、憲兵隊員が国家治安局(DGSE)の命令に基づいて被疑者を勾留し、取り調べのために被疑者の身柄を DGSE に移していた。DGSE は一般的に数時間から数日間被疑者を拘留していた。しかし、移送過程そのものに 1 週間以上かかることがあり、その間彼らは被勾留者に嫌疑の内容を知らせていなかった。当局は、釈放された被勾留者に対して、逮捕された場所へ帰るのに多くの場合数日間要するにもかかわらず、輸送手段を提供していなかった。これらの勾留は、大抵、盗賊やテロリストの襲撃の後に起き、襲撃を実行したと疑われている民族を標的にしていた。

(2016 年)7 月 19 日に起きたモーリタニア国境付近のナンパラでの襲撃の後、DGSE は数名のフラニ族を勾留した。評論家らは、政府はその嫌疑を裏付ける証拠がなく、当局は単に彼らがフラニ族であるため拘束したのだと主張していた。

バマコ控訴院(Bamako's Court of Appeals)は、5 月 4 日、アマラ・シッラ(Amara Sylla)、スレイマン・サンガレ(Souleymane Sangare)、ドラマネ・トラオレ(Dramane Traore)、ティエリ・ディアッラ(Thierry Diarra)とともに 2014 年に逮捕された落下傘部隊員のモハメド・ワッタラ中尉(Lieutenant Mohamed Ouattara)を、大統領の身の安全を脅かす計画を立てた容疑で審理した。控訴院は、モハメド・ワッタラとアマラ・シッラに 5 年の拘禁刑を言い渡し、ドラマネ・トラオレを無罪とし、スレイマン・サンガレに対して終身刑を宣告した。ディアラは年末の時点でまだ裁判を待っていた。

公判前勾留：法は、勾留中に起訴された被疑者の裁判を軽犯罪の場合は 3 ヶ月以内、重罪の場合は 1 年以内に行うことを規定しているが、長時間の公判前勾留が問題であった。司法の非効率性、多数の被勾留者、汚職、そして職員の不足がこの問題の原因となっていた。被勾留者の中には、時には裁判が開始されるまで数年間刑務所に収容されている者もいた。被収容者の約 70%が裁判を待っていた。

公判前勾留の合法性について訴訟で争う被収容者の権利：法律は、被収容者が勾留の法的根拠や恣意性について訴訟で申し立てることを認めている。彼らは訴訟に勝つとすぐに釈放されていたが、法は補償求める権利を定めていない。

e 公正な公判の否定

憲法及び法律は独立した司法を規定しているが、行政府は引き続き司法制度に影響力を及ぼしていた。汚職と限られた資源が裁判の公正さに影響を与えていた。国内の人権団体によれば、裁判では贈収賄と斡旋収賄が蔓延していたとのことであった。

裁判所の命令を強制するのに問題があった。時には裁判官が、一度に数ヶ月間も管轄区域にいないことがあった。村長と政府が任命した仲裁人が、農村地域の紛争の大部分に判決を下していた。仲裁人には、捜査、犯罪訴追手続き、裁判官の役割があった。このような伝統的な制度は、民事裁判所や刑事裁判所と同じ権利を付与しているわけではなかった。

裁判手続

憲法は公正な裁判を受ける権利を規定しており、裁判官は概してこの権利を遵守していた。それにもかかわらず、訴訟手続きはしばしば遅れて、裁判が始まるまで何年も待っている被告人もいた。法は被告人が無実であると推定し、被告人は起訴内容を迅速且つ詳細に告げられ、起訴されてから全ての上訴までの間必要に応じて随意説明を受ける権利を有している。未成年者や注意を要する家庭に関する事件を除いて、裁判は、通常は公開法廷で行われていた。

被告人は、自ら選んだ弁護人と意思疎通する権利（また重罪の場合及び未成年者が関与している事件において公費で弁護人を附してもらう権利）を有する。裁判所が、被告人が貧困者であると宣言したときは、裁判所は公費で弁護人を附し、裁判所は全ての費用請求権を放棄する。行政機関の未処理の業務と農村部での弁護士の不足は、しばしば迅速な接見を妨げていた。被告人とその弁護人は、防御を準備するのに十分な時間と便宜を与えられ、政府が保有する証拠を閲覧し、検察側の証人と向き合って審問する権利があり、また自己のために証人及び証拠を提示する権利も有している。政府は、概してこれらの権利を尊重していた。被告人は、自己に不利益な証言又は罪の自白を強要されてはならず、控訴裁判所及び最高裁判所に判決を上訴することができる。法律はこれらの権利を全ての一般市民に与えている。

政治犯及び政治的理由に勾留された者

(2016年)9月29日現在、当局は北部と中部の紛争に関与した474人を勾留していた。勾留されている者の一部は政治犯と考えられていた。政府は通常、刑務所内のより高度なセキュリティ対策が整った施設で紛争に関係する被収容者を勾留し、他の被収容者と同じ保護を提供していた。国際人権機関と人道援助機関は、これらの刑事施設のほとんどに出入りすることができたが、DGSEによって運営されている施設に収容されている被勾留者には面会できなかった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

個人及び団体は、人権侵害に対して民事上の救済方法を求めることができる。彼らは、西アフリカ諸国経済共同体の司法裁判所(Economic Community of West African States' Court of Justice)とアフリカ人権裁判所(African Court on Human and Peoples' Rights)にその訴訟事件を上訴することができる。伝統的な奴隷制度に関する事件の場合、民事裁判所の命令は時々遵守させるのが難しいとの報告があった。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は法に基づかない干渉

憲法及び法律は、そのような行為を禁じており、政府がこれらの禁止事項を遵守していなかったという報告はなかった。

g. 国内紛争での虐待行為

政府軍、アザワド解放民族運動(MNLA)、アザワド統一高等評議会(HCUA)、アザワド・アラブ運動(MAA)を含むかつての分離独立派勢力、イムガード・トゥアレグと自衛団同盟(GATIA)を含む政府と利害を共有する北部民兵組織、イスラム・マグレブ諸国のアルカイダ(AQIM)、マシーナ解放戦線(Macina Liberation Front)、アル・ムラビトゥーン(al-Murabitoun)など過激派組織は、北部と中央部で深刻な人権侵害を犯していた。このような侵害には、恣意的な殺人、虐待、失踪が含まれていた。ほとんどの軍による虐待はフラニ系、トゥアレグ系、アラブ系の人達を対象としており、このような虐待はこれらの民族に支持されている武装集団による攻撃への報復として行われていた。ジハード主義を掲げる組織、MNLA、HCUA、MAAのCMA勢力、GATIAのようなプラットフォーム内の民兵は、人質を取ったり、児童兵士を使ったりしていた。

政府軍とフランス軍は、和平交渉及びその後の和平合意の当事者ではなかったAQIM、アンサール・アッ・ディーン、アル・ムラビトゥーンなどのテロ組織を標的にしていたが、彼らは、和平プロセスに参加していた武装集団とは関係を維持していた。

中央部のモプティ州とセグー州に住む民族のフラニ人（プール(Peulh)人としても知られている）が、政府軍による虐待を報告した。ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、(2016年)1月8日、政府軍兵士がカレーナ(Karena)の近くで勾留された2人のフラニ人を処刑したという。ヒューマン・ライツ・ウォッチはまた、被勾留者への拷問やひどい虐待に関する20件についてその年に詳細に報告した。フラニ、トゥアレグ、アラブ人を標的としたほとんどの軍による虐待は、これら民族と関わりを持つ武装集団による攻撃への報復として行われていた。

2015 年の合意に調印した武装集団による攻撃は、散発的且つ特定の地域に集中して、この年の大半に亘って行われていた。(2016 年)2 月と 3 月に、メナカ地域での異なる部族間の戦闘には、一般市民を標的とした攻撃が含まれていた。最も激しい戦闘は、CMA とプラットフォーム勢との間で(2016 年)7 月、キダル州で発生し、一般市民を含む 165 人が死亡した。

テロリスト集団は、国の北部と中央部で活動を続けた。(2016 年)9 月、国際刑事裁判所は、アフマド・ファキ・マフディ(Ahmad al-Faqi al-Mahdi)に有罪の決定をし、9 年間の拘禁刑を宣告した。アル=マフディ(al-Mahdi)は、ティンブクトゥにある宗教的歴史的建造物の 2012 年の意図的破壊に関する戦争犯罪の罪を認めていたアンサール・アッ=ディーン(Ansar al-Din)のメンバーであった。しかしながら、テロリスト集団によって実行された犯罪を含め、北部地域で起きた重大犯罪に対する刑事責任の免責は続いていた。

政府は、北部の事件を追及し調査するのに十分な資源が不足していた。また治安情勢も北部の司法捜査を妨げた。2015 年 12 月の報告書では、CNDH は、人権侵害を犯した被疑者の釈放となった囚人交換協定を批判した。

殺人：政府軍、元反政府勢力、政府と利害が一致している北部民兵組織、テロ組織が全国で人を殺していたが、主に北部と中部の州で殺人を犯していた。

正体不明の者や組織が多く、多くの攻撃に関わっていた。(2016 年)8 月 7 日、正体不明の武装した数名が、カレナ市長の家族を標的にし、殺害した。

移動牧畜(季節ごとに行われる人間ぐるみの家畜の移動)と牛の放牧をめぐる紛争に関連する民族間の暴力事件は、ムプティ州のドゴン族、バンバラ族、フラニ族、セグー州のバンバラ族とフラニ族、ガオ州、ティンブクトゥ州、キダル州のトゥアレグ族とアラブ族の間で発生した(第 6 節を参照)。

国際連合マリ多元統合安定化ミッション(MINUSMA)に派遣されていた平和維持軍の兵士に対する数多くの攻撃によって、死亡者や負傷者が出ていた。(2016 年)2 月 12 日、ギニア人平和維持軍兵士のギダルの駐留地が攻撃を受けたことによって、7 名の兵士が死亡した。アンサール・アッ=ディーンは、この攻撃の犯行声明を出し、この攻撃によって他に平和維持軍兵士 30 名が負傷した。5 月 19 日には、MINUSMA に派遣されていたチャド人兵士の護衛車がキダル州の即席爆発装置(IED)に接触したときに、彼ら 5 名が死亡し、3 名が負傷した。5 月 29 日、トーゴ人 MINUSMA 平和維持軍兵士が、セヴァレ(Sevare)で攻撃を受けた際、5 名が殺害された。8 月にキダル州での MINUSMA 兵士に対する複数回にわたる攻撃では、1 名のチャド軍の兵士が殺害され、他に 6 名が負傷した。

拉致：(2016年)1月7日、AQIMはティンブクトゥのスイスの宣教師を拉致した。彼女は年末の時点で捕らわれたままだった。

5月、国連児童基金（UNICEF）は、キダル州でチャド MINUSMA 平和維持軍によって父親と共に捕えられた2人の子供を保護した。子供たちは殴られたようだった。

7月21-22日のキダルでの戦闘に続き、アザワド運動連合(CMA)側は5名の民間人を捕え、イムガード・トゥアレグと自衛団同盟(GATIA)側は4名を捕らえた。戦闘後2ヶ月間で民間人に対する多数の報復攻撃が発生した。

9月2日に、未確認の武装勢力がボニ(Boni)の副市長を拉致した。彼は年末の時点で捕われの身のままであった。

児童兵士：2013年、政府と国連は、武力紛争に関わっている子どもたちを保護するための議定書に署名した。この議定書では、そのような子供たちをユニセフが運営する臨時の介護センターに移送する手順を定めた。年末時点でこの臨時の介護センターは引き続き運営されており、旧児童兵1名が収容されていた一方、伝えられている所によれば当局は他の収容されていた子供たちを家族と再会させたとのことであった。

MINUSMA の支援を受けて、2013年にアザワド・アラブ運動(MAA)とアザワド解放民族運動(MNLA)の指導者は、子どもの新兵補充を禁止し、2014年9月にMINUSMAが自分たちの隊を検査すること認める合意書に調印した。その後の正式な検査は行われておらず、MINUSMAは、MAAとMNLAを傘下に持つ上部組織のCMAの兵士の中の児童の監視を続けていた。

MINUSMAによると、GATIAは(2016年)1月から5月の間に29人の子供を新兵補充したとのことであった。

補充されたほとんどの子供は男の子だったが、女の子も補充され、後に性奴隷として働くことを余儀なくされたかもしれないという報告があった。

米 国 務 省 の 年 次 人 身 売 買 報 告 書 (*Trafficking in Persons Report*) も www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/ で参照。

その他の紛争に関連した虐待：国際機関や平和維持軍に対する攻撃が発生した。

(2016 年)4 月、フランス軍によるテロ掃討作戦であるバルカンの隊員が数名のテロ容疑者を逮捕した報復として、アンサール・アッ=ディーン(Ansar al-Dine)のメンバーがカダル市北部で 4 人の国際赤十字委員会(ICRC)職員を拉致した。バルカンがテロ容疑者を釈放した翌日、ICRC 職員も解放された。

4 月 29 日、正体不明の襲撃者が、ドレイ(Dorey)とンティット(N'Tillit)の間でデンマーク難民評議会(Danish Refugee Council)の護送隊を攻撃し、3 人の人道支援者が負傷した。

MINUSMA の任務が始まった 2013 年以来、100 人以上の MINUSMA の人員が殺された。

7 月の国連地雷対策サービス部(UN Mine Action Service)の報告書では、2013 年 7 月以来 279 件の即席爆発装置(IED)事件が報告され、119 人が死亡、453 人が負傷した。報告書では、本年上半期に 69 件の IED 事件があり、40 人が死亡し、90 人が負傷したと指摘していた。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a. 言論及び報道の自由

憲法は言論及び報道の自由を規定しているが、政府は時にはこれらの権利を制限した。

言論及び表現の自由：バマコにあるフランス研究所(French Institute)で作家兼司書として働いているウスマン・ディアッラ(Ousmane Diarra)は、(2016 年)3 月にイスラム過激主義とイスラムの政治化に関して意見を述べるよう脅されたと申し立てた。伝えられるところによると、脅迫は電話で、人を介して、そして路上で受けたとのことであった。

報道及びメディアの自由：2000 年の出版法は、名誉毀損罪に対して罰金刑と拘禁刑を課している。また、国家安全保障を損ない、軍隊の士気を低下させ、国家元首を立腹させ、動乱を扇動し、敵と交際するなどの行為も犯罪としている。

(2016 年)1 月、モプティ州のジェンネ(Djenne)に勤務するジャーナリストは、若者の間でイスラム教の急伸化のリスクを軽減するという彼の考えをラジオで発表したために、知らない送信者からのテキストメッセージで殺害予告を受けていると報告した。

政府は、「軍隊の士気を低下させる」などの罪で、ラス・バス(Ras Bath)として知られているラジオの司会者モハメド・ユスフ・バシリー(Mohamed Youssouf Bathily)の調査を続けていた。バシリーの支持者は、嫌疑は政治的な動機があると主張していた。

2人のフランス人ジャーナリストが、ラス・バス氏の逮捕に対する8月17日の抗議行動取材していた際、政府の治安部隊が彼らに向けて催涙ガスを発射するなど、彼らを標的にしていたと不平を訴えていた。

暴力及び嫌がらせ：(2016年)3月、モプティ州のラジオのアナウンサーは、彼のトークショーの中でリスナーにジハード主義者の活動を告発するように聴衆に勧めたとして、彼を非難した2人の正体不明の銃を持った男に殴られたと主張した。彼ら2人は、このアナウンサーにモプティ州でのイスラム主義運動について引き続き話したら殺すぞと脅したと伝えられている。

ジャーナリストは、政府によって要注意と見なされる軍事情報を入手することが困難で、またしばしば北部の場所に出入りすることもできなかった。

財務的な問題も報道機関の取扱う範囲や取材の規模を偏らせていた。ほとんどの報道機関は資源に限りがあった。ジャーナリストの給料は極めて低く、多くの報道機関はジャーナリストがメディアイベントに出席するための交通費を支払うことができていなかった。ジャーナリストはイベント主催者にしばしば交通費を支払うよう頼み、「交通費」と「日割り」という用語は報酬支払い制度の婉曲語句となり、財務状態の良い組織ほど、多くの場合より多くの報道機関から取材を受けていたのであった。

インターネットの自由

政府は、人気ラジオ司会者ラス・バス氏の逮捕に続いて起きた激しい抗議行動の後、当局がフェイスブックやツイッターなどのソーシャルネットワークをブロックした8月17日、インターネットへのアクセスを制限した。政府は8月20日にサイトへのアクセスを回復した。

適切な法的権限なしに政府が民間のオンライン通信を監視しているという信憑性の高い報告はなかった。バマコには数多くのインターネットカフェがあったが、家庭のインターネットアクセスは費用が掛かるために相変わらず限られていた。バマコ以外の地域でのインターネットへのアクセスは非常に限られていた。国際電気通信連合（International Telecommunication Union）によると、2015年には住民の約8%が自宅でインターネットにアクセスすることができていた。

学問の自由及び文化的な行事

学問の自由及び文化的な行事への政府による規制はなかった。

b. 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法及び法律は、集会の自由を規定しているが、政府がこの権利を常に遵守しているとは限らなかった。例えば、(2016 年)7 月 12 日、国家警察がガオ市内での暫定当局の設置に抗議する群衆に発砲したとき、市内で 3 人の抗議者が殺され、約 30 人が負傷した。

結社の自由

憲法は結社の自由を規定しているが、法律は不道徳とみなされる結社を禁止している。政府は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、およびインターセックス (LGBTI) コミュニティのメンバーを除いて、結社の自由を概して尊重していた。

c. 信教の自由

国務省の *信教の自由に関する報告書 (International Religious Freedom Report)* を www.state.gov/religiousfreedomreport/ で参照。

d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

憲法及び法律は、国内移動、外国旅行、移住、本国への帰還の自由を規定しており、政府は一般的にこれらの権利を尊重していた。政府は、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) や他の人道支援団体と協力して、国内避難民 (IDP)、難民、亡命希望者、その他憂慮すべき人々の保護を含む人道援助を提供していた。

国内移動：国内での移動は正式に制限されていないが、軍は治安を維持するために検問所を設置し、また不安定な治安状況が移動の自由を制限していた。ガオ、キダル、ティンブクトゥ、およびモプティの一部の人々は、道端に仕掛けられた爆弾の脅威など安全上の理由から都市を離れることを恐れていた (第 1 節 g を参照)。本年の初めの状況では、難民や IDP の一部が北部の自宅に戻るのを促進されたが、その後治安を不安定にする事件が発生したことによって帰還ペースが低下した。政府は、移動費用を支払うべきでない IDP のため

に北部への移動を支援していた。

警察は、禁輸品の移動を制限するのと車両登録を確認するために日常的に一般市民と外国人を止めて、確認していた。国中で過激派の攻撃が増加した後、バマコに入る道路と市内の道路にある警察の検問所の数も増えた。ジャーナリストは、しばしば、安全保障上の懸念を理由に、政府が軍事作戦を展開中の北部で自由に移動することを認めなかったと不平を言っていた。

国内避難民

国際移住機関(International Organization for Migration)が率いる人口動態委員会(Commission on Population Movement)は、(2016 年)7 月 31 日時点の国内避難民(IDP)が 39,182 人で、前年から 37%減少したと推定している。しかし、7 月末のキダルでの戦闘で数千人ものトゥアレグ族の IDP を発生させたとの報告があり、彼らはイムガード・トゥアレグと自衛団同盟(GATIA)の指示に従ってキダルを去った。2015 年 6 月の和平合意に署名して以来、北部地域の人道支援者の出入りは概して改善されたが、テロリズムや山賊行為による不安定な状態は依然としてこの国の大半で課題となっていた。

治安維持国民保護担当省(Ministry of Internal Security and Civil Protection)は IDP を登録し、政府は彼らに支援を提供していた。IDP は一般的に、親戚宅、友人宅、または賃貸宿泊施設で暮らしていた。ほとんどの IDP は都市部に居住し、食糧や水などの支援を受けていた。人道支援を受けるためには身分証明書は必要ではなかったが、全ての移住家族の半数もが、子供の学校を含め公共サービスを容易に受けられるようにするのに必要な正式な身分証明書を持っていなかった。援助団体は、出入りが許可された際に南部と北部に住む IDP に対し、人道的支援を行っていた。

難民の保護

庇護を求める権利：法律は亡命者または難民の地位の付与を規定しており、政府は難民保護のための制度を確立している。難民を担当する国家委員会は、UNHCR からの援助を受けて活動していた。マリ、コートジボワール、および UNHCR の間の 2012 年の三者協定は、マリに残っている推定 1,040 人のコートジボワール人難民と 69 人のコートジボワール人亡命希望者の本国送還を予定している。UNHCR によると、3 月 31 日現在、同国には 13,539 名の登録済の難民が在住しており、その大多数は 1989 年にモーリタニアから追い払われたアフリカ系モーリタニア難民とその子供たちだった。UNHCR と西アフリカ諸国経済共同体加盟国の閣僚らとの会合で、政府は帰化促進宣言を発表し、地域に溶け込みたいと希望する全ての

モーリタニア人難民を支援することを約束した。2015 年 3 月に政府はアフリカ系モーリタニア人難民の地域への融合を促進する公約の一環として、同国で生まれた約 8,000 人の難民の子供の出生証明書を発行し、これによって公共サービスの利用、雇用契約書への署名、土地の売買、会社の設立、銀行からの借入れが可能となった。

一時的保護：政府の国際移住局(Office of International Migration)が、難民の資格を得られないかもしれない者への一時的な保護の提供について担当している。国家難民委員会(National Commission for Refugees)が、難民申請または亡命申請を裁決し、亡命を認めるかどうかの決定が出るまで一時的な保護を提供する。

第 3 節 政治的なプロセスに参加する自由

憲法及び法律は、市民に、秘密投票によって、また普遍的且つ平等な参政権に基づいて実施される自由で公平な定期選挙で自国政府を選ぶ権利を与えており、一般市民はその権利を行使した。

選挙及び政治的な参加

最近の選挙：2013 年にイブラヒム・ブバカール・ケイタ大統領が大統領選挙で勝利し、国際監視団はこれを自由で公平であったとみなした。立法府選挙もまた 2013 年に行われ、独立した国内外の監視団は、選挙は信頼性と透明性があったとした。(2016 年)11 月 20 日に開催された地方議会選挙は、実施された地域では大部分が自由で公平なものとなされた。国の北部および中央部の一部の地域では治安上の懸念があったため、全国の 703 の自治体のうち 58 の自治体で議会選挙が実施できなかった。

女性及び少数民族の参加：政治的なプロセスにおける女性の参加を制限する法律はなく、女性も参加していた。しかしながら、文化的要因が女性の政治参加を制限していた。2015 年 11 月に成立した法律では、党の候補者リストの少なくとも 30%が女性候補者のために確保され、政府高官指名候補者の 30%は女性となることが求められている。この法律の内容は、年末までに完全には実行されていなかった。女性候補者は、11 月 20 日の地方議会選挙では 30%の閾値を満たしたが、全ての候補者リストが少なくとも 30%の女性候補者を含んでいたわけではなかった。147 人の国会議員には 14 人の女性、モディボ・ケイタ(Modibo Keita)首相率いる 34 人の閣僚には女性は 7 人しかいなかった。33 人の最高裁判所裁判官には 4 人の女性、9 人の憲法裁判所裁判官には 2 人の女性がいた。

国会には、東部と北部のガオ、ティンブクトゥ、キダルの州を代表して、これまで疎外さ

れていた牧畜民と遊牧民の少数民族から少なくとも 16 人の議員がいた。ケイタ首相の内閣には、牧畜民と遊牧民の少数民族のメンバーが含まれていた。

4 人の国会議員が、北部武装集団のメンバーで、彼らはアザワド統一高等評議会 (HCUA) に関連するキダル州の 2 人のトゥアレグ族、イムガード・トゥアレグと自衛団同盟 (GATIA) に関連するキダル州の 1 人のトゥアレグ族、およびアザワド・アラブ運動 (MAA) に関連するガオ州からの 1 名であった。アンサール・アッ=ディーンと提携していた国会議員もかつてはいたが、2013 年のフランスの介入の後、そのグループとの関係を終了した。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は、公務員による汚職に対して刑罰を定めているが、政府は法律を遵守しておらず、公務員はしばしば汚職行為をしても刑事責任を免れていた。この年には政府の汚職に関する報告が数多くあった。

汚職：行政の全ての部門で汚職が広まっていた。当局は、警察に汚職の取り締まりを徹底させていなかった。公務員、警察、憲兵は、頻繁に賄賂を強要していた。制服を着た警察官や警察官の格好した者が、停車させたドライバーを暗くて人通りのない場所に移動するように指示し、略奪を働いていた。

この年には、汚職防止庁が、教育文化相互貯蓄貸付基金 (Mutual Savings and Loan of Education and Culture) のマーティン・ピエール・ダコノ (Martin Pierre Dakono) 最高経営責任者 (CEO)、ハミドウ・クリバリ (Hamidou Coulibaly) CEO 代理 (Deputy CEO)、会計士のムサ・ディ・アルマミー・ソファラ (Moussa dit Almamy Sofara) が最高 14 億 CFA フラン (240 万ドル) を労働者の年金基金から不正に処理していた嫌疑の捜査を開始した。

資産開示：憲法は、大統領、首相、およびその他の閣僚が毎年資産負債表と純資産を記した申告書を最高裁判所に提出するよう義務付けている。最高裁判所内の一部門である会計裁判所は、資産開示の監視と検証を担当している。提出しなくても罰則はない。会計裁判所は、大統領、首相、閣僚が任期の開始及び満了時に全ての資産と負債を明らかにし、その在職期間中も毎年 1 回最新の情報を提供することを義務付けている。彼らの配偶者や子供の資産や負債の開示までは義務付けていない。資産開示情報の受付を担当する機関は、年末までに稼働しておらず、ほとんどの者が情報を提出していなかった。2014 年に、ケイタ大統領は最高財産裁判所に年次資産負債表と純資産を記した申告書を提出したが、その後の年 1 回の最新情報は提出していなかった。憲法は提出された申告書を公表することを要求しているが、これは実現されていなかった。

情報の一般公開：法律は、政府の保有する情報を一般市民が入手できることを定めており、政府は概して国民及び外国メディアを含むマリ国民以外の者にも入手することを認めていた。しかしながら、ジャーナリストは軍事調達、請負契約、政府が慎重に扱っている業務に関する情報を入手するのが難しかった。国の予算は要請に応じて一般に公開された。当局が情報の開示請求を拒否した場合、開示請求者は行政裁判所に上訴することができ、行政裁判所は 3 ヶ月以内に対応しなければならない。政府は概してこれらの規則を守っていたが、公務員は開示請求された情報を実際に関示するにあたって、賄賂を要求することが時折あった。政府は、国家安全保障を理由にして開示請求を拒否することができる。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

多くの国内および国際人権団体は、大抵、政府の規制なしに活動し、人権事件に関する調査をし、その調査結果を公表していた。国家公務員は一般的に協力的であり、彼らの見解に敏感に反応していた。

政府の人権機関：国家人権問題委員会 (CNDH) は、司法省が資金を提供する独立した機関である。政府は、この委員会に本部と小規模なスタッフを引き続き提供していた。他の人権団体は、CNDH を非効率的で自治権がないと批判していた。彼らは、司法省が CNDH の予算と数名の国会議員を含む多くの委員に対してあまりにも多大な支配権を持っていて、これにより政府に対する率直な批判を生み出す力を損ねていると述べていた。

キダルで政府と武装集団との間で発生した暴力事件を調査するために 2014 年に国会によって設立された調査委員会は、年末までに調査結果の報告書を発表しなかった。

国防省は、2012 年に軍隊によって行われた強制失踪を調査するために、少なくとも 2014 年に 3 つの調査委員会を設立した。どの委員会も年末までに報告書を公表しなかった。

2012 年の危機に起因する犯罪と人権侵害の証拠を認め、聴聞を行い、移行期正義に基づく処置を勧告するために 2015 年に創設された真実正義和解委員会 (Truth, Justice, and Reconciliation Commission) は、年末までに何ら調査を開始していなかった。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及び家庭内暴力：法律は、強姦を犯罪行為とし、犯行者に対して 5 年以上 20 年以下の拘禁刑の刑罰を規定しているが、政府はこの法律の規定の遵守を徹底していなかった。強姦の問題は蔓延っていた。当局は、強姦事件のほんのわずかの割合しか起訴していなかった。これは、犠牲者が社会的圧力のため、特に犯行者が近親者であることが多く、報復の恐れがあるため強姦を報告することはめったにないからであった。法律は特に配偶者の強姦を禁止していないが、法執行官は配偶者の強姦には刑法の強姦に対する規定が適用されると述べていた。警察や司法当局は強姦事件を追及するのをいとわなかったが、裁判前に当事者が合意に達すると止めた。有罪決定に関する情報は入手できなかった。

配偶者虐待を含む女性に対する家庭内暴力が多く発生していた。ほとんどの場合、報告されていなかった。配偶者虐待は犯罪であるが、法律は家庭内暴力を明確に禁止していない。暴行は、1 年以上 5 年以下の拘禁刑及び 50 万 CFA フラン(\$850)以下の罰金、また前もって計画して犯行に及んだ場合は、10 年以下の拘禁刑に処せられる。警察は、家庭内暴力に介入するのを嫌がった。多くの女性は、夫を告訴しながらなかった。これは、女性が、そのような訴えを離婚の根拠として夫が解釈するのを恐れたり、経済的に自立することができなかつたり、社会的汚名を着せられるのを避けようとしたり、報復や追放を恐れたりしたためであった。告訴の追跡調査をするために設立された政府の計画統計部(Planning and Statistics Unit)は、信頼できる統計を作成していなかった。

虐待された女性家事労働者のための避難所を運営する多くの NGO は、これまで受けてきた外国からの支援がないため、困難に直面していた。

女性器切除(FGM/C)：この国では FGM/C が合法であり、特定の北部地域を除いて、全ての宗教と民族で、特に農村部でそれを広く実施していた。FGM/C は合法であるが、当局は国立の保健所での実施を禁じていた。

両親は一般的に娘が生後 6 か月から 9 才までの間に FGM/C の施術を受けさせていた。ユニセフが 2010 年に実施した最新の広範囲に亘る FGM/C 調査では、15 歳から 49 歳までの少女と成人女性の 89%が施術を受けていて、同じ年齢の少女と成人女性の 74%には施術を受けた娘が少なくとも 1 人はいたと指摘していた。FGM/C の危険性に関する政府の情報提供キャンペーンは、全国の一般市民に行き渡り、人権団体は、教養のある両親を持つ子供の間では FGM/C の発生率が減少したと報告していた。

性的嫌がらせ：法律は、性的嫌がらせを禁じていない。政府は何らこれを防止する努力を

していないため、学校を含めて日常的に起こっていた。

性と生殖に関する権利：性と生殖に関する決定を下す女性の権限は限られていて、多くの女性は性と生殖に関する健康についての情報が不足していた。女性は、妊娠の数、間隔、タイミングなど、性と生殖問題について夫や家族に従うべきという圧力に直面していた。女性の多くは、避妊方法を利用したり、出産の際に熟練者に付き添ってもらったり、欠くことのできない産科医療や産後医療を受けたりすることができていなかった。本件に関する最新の広範囲な調査である 2013 年の人口保健調査(DHS)によれば、現代式の避妊方法を使用している女性は 10%で、家族計画が必要であるにもかかわらず、それが立てられていない女性は 26%であると推定された。DHS によると、2013 年の妊産婦死亡率は出産 10 万件当たり 368 人であり、女性の妊産婦死亡の生涯リスクは 26 人に 1 人であった。妊産婦死亡率を高める主な要因には、熟練した医療従事者に診てもらいにくい、保健所へ行ったがっている妊婦への家族の支援の欠如、安全でない中絶が含まれる。多くの成人女性と少女が、自宅で家族の者だけ、あるいは医療知識のない伝統的な助産師が付き添った状況で出産していた。2013 年の DHS では、熟練した医療従事者が出産の 55%に立ち会っていたと示していた。

差別：法は、特に離婚や相続に関して、男性と同じ法的地位と権利を女性に与えていない。女性は夫に従うことを法的に義務付けられており、特に離婚、親権、相続の場合に不利である。法的サービスの利用は、女性にとっては、高額で手がでないばかりでなく、十分な教育を受けていなかったり、情報が得られなかったりすることで非常に限られていた。

法は平等の財産権を規定しているが、伝統的な慣習や法律の無知が、女性が自らの権利を最大限に活用することを妨げていた。婚姻契約書では、夫婦が不動産の権利を共有したいかどうかを明記する必要がある。イスラム教徒の夫婦の婚姻証明書に結婚のタイプが明記されていない場合、裁判官は結婚が一夫多妻であると推定する。

女性は男性を有利に扱う社会的規範のために経済的差別を経験していて、教育を受けたり、職を得たりする権利は制限されていた(第 7 節 d を参照)。

女性、家族、子供の地位向上省(Ministry for the Promotion of Women, the Family, and Children)は、女性の法的権利を確保する責務がある。

子ども

出生登録：国籍は、世襲又は国内での出生によって得られる。

政府は全ての出生を直ちに登録していたわけではなかった。特に農村部ではそうであった。ユニセフによると、政府は2014年に出生の81%を登録していた。政府はバイオメトリックデータを収集し、すべての国民に固有の識別番号を割り当てるために2014年に国政調査を実施した。その際、出生時に登録されていなかった子供の登録を許可したが、これらの子供に発行された新しい出生証明書の数是不明であった。幾つかの地元 NGO は、出産時に子どもを登録し、登録の利点を両親に教えるために、年間を通じて支援国と共に活動していた。2015年3月、政府は、アフリカ系モーリタニア人難民の地域への融合を促進する政府の公約の一環として、国内で生まれた彼らの子供7807人に出生証明書を発行することを承認した。

教育：憲法は無償の普遍的な教育を、また法律は7歳から16歳までの義務教育を規定している。それにもかかわらず、多くの子供は学校に通っていなかった。親は多くの場合、子供の授業料を支払うだけでなく、制服や用具も負担しなければならなかった。学校への入学に影響を及ぼすその他の要因には、最寄りの学校との距離、交通手段の不足、教師と教材の不足、学校給食事業の欠如などがあった。少女の入学率は、貧困、少年を学校に行かせる文化的な慣習、少女の早婚、少女への性的嫌がらせなどの理由から、全ての学校段階で男子よりも低かった。

紛争によって、ガオ、キダル、ティンブクトゥ、モブティ、セグーの各州では、反政府勢力が時には学校を作戦基地として使用していたため、学校が閉鎖され、多くの学校が損害を受けたり破壊されたりした。2015-16 学校年度ではこれらの州で進展が見られた。国連人道問題調整事務所 (UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs) のデータによると、296 の学校が5月31日現在で閉鎖されていて、2015年の同じ時点での454校から減少していた。しかしながら、モブティ州で閉校した学校の数、2015年5月から2016年5月の間に67校から111校に増加していた。

児童虐待：児童虐待に関する広範囲な政府の統計は存在しなかったが、この問題は至る所で起きていた。ユニセフによれば、一般市民は通常、児童虐待を報告していなかった。警察と連帯人道支援活動省 (Ministry of Solidarity and Humanitarian Action) 内の社会福祉事業部は、虐待や育児放棄に関して報告された幾つかの事件を調査し、介入していたが、政府はそのような子供たちに対してほとんどサービスを提供していなかった。

早婚及び強制結婚：保護者の同意なしに結婚できる最低年齢は、女兒で16歳、男児で18歳である。民事裁判官が承認すれば、15歳の少女は親の同意を得て結婚することができる。当局は特に農村部でこの法律違反の取り締まりを徹底しておらず、法定年齢に達していな

い者の結婚は全国的に問題であった。国連人口基金 (UN Population Fund) の 2010 年のデータによると、20～24 歳の女性の 55% が 18 歳までに結婚していた。

幾つかの州では、女の子は 10 歳の若さで結婚していた。14 歳の少女が倍も年が離れた男性と結婚するのは、日常茶飯の事であった。現地の人権団体によると、裁判所職員が 15 歳未満の女兒が結婚するのに十分な年齢であるとして偽の出生証明書やその他の書類を頻繁に認めているとのことであった。NGO は児童婚を撲滅させるための意識啓発キャンペーンを実施していた。

女性器切除 (FGM/C)：上記の女性の項にある記述を参照のこと。

子供の性的搾取：法律は、売春を含む子供の性的搾取を禁じている。大人と子供のどちらであれ、性的搾取に対する刑罰は、6 ヶ月以上 3 年以下の拘禁刑及び 2 万以上 100 万 CFA フラン以下 (34 ドル以上 1,700 ドル以下) の罰金である。有罪判決を受けた児童売買人に対する刑罰は、5 年以上 20 年以下の拘禁刑である。児童ポルノを含む強制猥褻罪に対する刑罰は、5 年以上 20 年以下の拘禁刑である。この国には法定強姦に関する法律があり、合意の上の性交が認められる最低年齢を 18 歳と定めている。少女の法定最低婚姻年齢の 15 歳と矛盾するこの法律違反を取り締まることはなかった。子供の性的搾取が起きていた。国家警察の児童青少年保護健全育成課 (Division for Protection of Children and Morals of the National Police) は、売春婦が法定年齢以上であることを確認するために売春宿を掃討し、法定年齢に達していない少女を使用している宿の所有者を逮捕した。

児童兵士：第 1 節 g を参照。

子殺し又は障害のある子どもの殺害：一部の売春婦および家事使用人は、主に避妊法を利用できなかったり、その知識がなかったりしたため、子殺しを行っていた。当局は、この年に少なくとも 2 件の幼児殺害事件を起訴した。

国際的な子の奪取：この国は、1980 に採択された国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction) の締約国ではない。国際的な親による子の奪取に関する国務省年次報告書を travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html で参照。

反ユダヤ政策

この国にいるユダヤ人は 50 人未満で、反ユダヤ行為があったとの報告はなかった。

人身売買

米 국무省の人身売買報告書を www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/ で参照。

障害者

憲法及び法律は、雇用、教育、飛行機及びその他の交通手段による移動、医療機関での受診、司法制度、又は国からのその他のサービス提供において身体的、感覚的、知的または精神的障害を持つ人の権利を特に保護していない。公共施設への利用しやすさを義務付ける法律もない。障害を持つ人々は基本的な保健医療を受けることができるが、政府は障害者の権利の保護を重視しておらず、そのために利用できる資源もほとんどなかった。障害のある人の多くは物乞いに頼っていた。

精神障害のある人は、社会的な汚名を着せられたり、公共の施設に監禁されたりしていた。事件を担当する裁判官が犯罪容疑者に精神障害があると信じた場合、裁判官はその者を精神鑑定のために医師に付託していた。裁判所は、時には心理学の研修が不足している医師の勧告に基づき、容疑者をバマコにある精神科病院に送るか、裁判を進めるかのいずれかをしていた。

連帯人道支援活動省 (Ministry of Solidarity and Humanitarian Action) は、障害者の権利の保護を担当している。同省は、障害者の所得獲得機会を促進する活動を主催し、マリ障害者団体連合会 (Malian Federation of Associations for Handicapped Persons) のような基本的なサービスを提供している NGO と共に活動していた。政府は全国にある 8 つの聴覚障害者のための学校を監督していたが、ほとんど支援や資源を提供していなかった。

国籍/人種/少数民族

社会的差別が黒人系トゥアレグ族に対して続いていた。彼らは大抵「ベッラ (Brillah)」と呼ばれていた。トゥアレグ族の集団の中には、黒人系トゥアレグ族から基本的な市民的自由を奪っていた。これは伝統的な奴隷のような慣習や世襲の奴隷関係によるものであった。

奴隷所有主が、法的に償還請求権を有していないベッラの奴隷の子供たちを誘拐していたとの報告が続いていた。奴隷の所有者は、奴隷とその子供を財産と見なしていて、伝えられるところによれば、奴隷の子供たちを養育するために彼らの親の許可なしにどこか他の場所に連れて行ったとのことであった。奴隷制度廃止組織のテメデット (Temedt) は、奴隷

を所有する習慣を放棄するよう地域社会を説得するため、全国でワークショップを開催していた。政府は奴隷を所有したことに対して刑罰を設定しようとはしていなかった。

地域社会間の暴力が、フラニ族とバンバラ族またフラニ族とドゴン族との間で頻繁な衝突を招いていた。これらの民族で構成される地域社会の自衛団が攻撃に関与していると伝えられていた。

例えば、(2016 年)5 月 6 日、セグー州のマレマナ(Malemana)では、バンバラ族とフラニ族とによる攻撃で少なくとも 26 人が死亡した。8 月、バンバラ族の農民とセグー州カレリ(Kareri)のフラニ族の牧夫との間の報復闘争で 7 人が死亡した。連帯人道支援活動国家和解領土管理省(Ministry of Solidarity and Humanitarian Action, National Reconciliation, and Territorial Administration)の代表団が、対話と和解を促進するためにこの地域を訪問した。

国際連合マリ多元統合安定化ミッション(MINUSMA)によると、5 月にモプティ州とセグー州で起きたフラニ族とバンバラ族との間の紛争では、約 800 人のフラニ族の一般市民が避難民となった。

性的指向及び性同一性に基づく暴力、差別、その他の虐待行為

法律は、「猥褻目的のための」結社を禁じている。性的指向や性同一性に基づく差別を明確に禁止する法律はない。この国にはインターセックス(LGBTI)の組織は無いようであったが、NGO の中には特に男性と性行為をする男性に対して医療や支援事業を行っている団体があった。法律は、レズビアンとゲイが子供を養子にすることを禁じている。

NGO は、LGBTI の人達が身体的、心理的、性的暴力を経験していたと報告しており、社会はそれを是正措置とみなしていた。家族の者、隣人、公共の場所にいる見知らぬ人達が大半の暴力行為を働いていて、警察はしばしば介入を拒んでいた。ほとんどの LGBTI の人達は、自分自身を孤立させ、性同一性を隠していた。ある NGO は、LGBTI の人達の多くは学校を中途退学したり、雇用の場を去ったり、自身の性同一性を隠し、社会的汚名を着せられるのを避けるため医療処置を求めなかったりしていたと報告した。

HIV 及びエイズによる社会的烙印

HIV 感染者及びエイズ患者に対する社会的差別があった。政府は、HIV 感染者及びエイズ患者に対する社会的差別の現状についての意識を高め、差別を軽減するキャンペーンを実施

していた。

その他の社会的暴力または差別

群衆による暴力が問題であった。例えば、(2016 年)4 月には、キダルでの国際部隊の駐留に対する抗議行動の際に、群衆が市内にある唯一の空港を破壊した。暴徒が、テロ行為の嫌疑をかけられた者をフランス軍が逮捕したことに対して腹を立てたと伝えられている。

色素が著しくかけたアルビノの人達に対する差別が続いていた。聖者として知られているイスラム教の宗教指導者らは、アルビノの人は特別な力を持っていて、他の人はアルビノの人の血液や頭部を聖者に持ってくればそのような力を得ることができるという考えを相変わらず広く伝えていた。マリ人の著名な歌手サリフ・ケイタ(Salif Keita)が運営するアルビノ権利団体は、男性はしばしばアルビノを産むために妻と離婚していると指摘した。白皮症に対する理解が足りないため、アルビノの人達が日焼け止めを入手できずにいた。彼らは、それなしでは皮膚がんになりやすかった。

第 7 節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

軍の隊員、一定の公務員、裁判官や国会議員のような公務員を除く全ての労働者は、自主的な組合を結成し、それに参加し、団体交渉し、ストライキを行う権利を有する。これらの権利の行使には制限がある。法は、複数の労働者が労働組合を結成する前に全員が同一の職業に雇用されていなければならないと規定している。労働者は、関連する職務または職業を去った後 1 年間だけ労働組合の組合員に留まることができる。組合の運営または管理を担当するメンバーは、この国に居住していなければならない、また国政選挙での投票権が停止となり得るいかなる有罪判決も受けていてはならない。政府は、恣意的またはあいまいな理由で労働組合の登録を拒否することがある。

労働大臣は、どの組合が業種別団体交渉を代表するのか、また業種別団体協定を承認するかどうかを決定する独占的な権限を有する。雇用主は、代表的な労働組合との交渉を拒否する裁量的権利を有する。法は、あらゆる種類のストライキを許可し、ストライキ参加者に対する報復を禁じている。ストライキ行為が合法であるためには、紛争当事者は、労働法に定められている強制調停および仲裁手続きを遵守しなければならない。規則は、公務員及び国有企業の労働者に、計画したストライキの 2 週間前に通知をし、雇用主と第三者(通常は労働公共サービス省(Ministry of Labor and Public Service))との調停および交渉に

入るよう求めている。労働法は「不可欠な事業」部門の労働者がストライキをすることを認めておらず、労働大臣はそのような労働者に対して強制仲裁を命ずることができる。法律では、「不可欠な事業」とは、ストライキを実施することによって人命、個人の安全、人々の健康を危険にさらしたり、国家経済の正常な運営に影響を与えたり、重要な産業部門に影響を及ぼす事業であると定義している。例えば、法律は、ストライキ中の警察に対し、本部と路上に最小限の警察官の配置を維持することを要求している。しかしながら、政府は不可欠な事業の一覧を明確に示していない。違法なストライキへの参加は、解雇や賃金と休暇を除く他の権利の喪失を含む厳しい罰則によって処罰される。

労働法は、労働組合に反対する労働者への差別を禁止し、また組合活動のために解雇された労働者の復職も規定している。政府は関連する法律の違反の取り締まりを徹底していなかった。労働組合に反対する労働者への差別禁止条項違反に対する罰則は、違反を抑止するのに十分ではなかった。労働省は、査察や仲介を行うのに十分な資源がなかった。このため行政手続と司法手続きはひどい遅延と上訴が起りやすかった。

当局は結社の自由と団体交渉権を常に尊重していたわけではなかったが、それでも労働者は一般的にこれらの権利を行使していた。政府は、組合が干渉を受けずに活動を行う権利を常に尊重するとは限らなかった。組合や労働者団体は政府や政党から独立していたが、様々な政党や連合と緊密に連携していた。鉱山省 (Ministry of Mines) は、ルロ (Loulo) 金鉱山の閉鎖に向けて労使間の交渉を促進するために介入した。当局は 1956 年以来、いくつかの団体協約を再交渉していない。

b. 強制労働の禁止

法はあらゆる形態の強制労働を禁じているが、強制労働は起きていた。法は、同意なしに契約に基づく人の使用を禁じており、刑罰は罰金及び過酷な強制労働を伴う 10 年の懲役刑である。15 歳未満の者が被害にあった場合には、刑罰は 20 年の懲役刑に加重される。刑罰はめったに実施されなかったため、違反を抑止するのに十分ではなかった。NGO によると、司法機関は強制労働の場合に行動したとしないとのことであった。政府は、人身売買撲滅行動計画に初期資金を配分したものの、この年に強制労働を防止または排除する努力をほとんどしなかった。2014 年の手作業による採掘部門に関する全国会議の後、政府は強制労働を含むこの部門での違反をより効果的に阻止できる新たな措置を検討するために毎月 2 回会合する委員会を設置した。

成人に対する強制労働のほとんどは、農業分野、特に米生産、金採掘、奉公人の仕事、およびインフォーマル経済の他の部門で起きていた。同じ部門で強制児童労働も起きていた。

墜落した宗教教師らは、少年らに物乞いやその他の種類の強制労働や奉公を強いていた(第7節c. 参照)。

北部のタウデニ(Taoudeni)の塩鉱では、主にソンガイ(Songhai)族の成人男性と少年が労働によって債務を返済する昔からの慣行をさせられていた。雇用者は、特にガオ、ティンブクトゥ、キダルの東部と北部の州で多くの黒人系トゥアレグ族を強制労働と世襲の苦役に服従させていた(第6節を参照)。

米務省の人身売買報告書を www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/ で参照。

c. 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

労働法では、特定の例外を除いて雇入れの最少年齢を14歳に設定しているが、児童保護に関する法律は、最低雇用年齢を15歳に設定している。しかしながら、この児童保護に関する法律は、12歳から14歳の子供が家事または軽い季節労働に従事することを許可しており、彼らが働くことができる時間数を制限している。いかなる状況下でも、子供は1日に8時間を超えて働くことはできない。政府の危険な職業リスト(Hazardous Occupations List)は、18歳未満の子供による特定の作業を禁止しているが、この法律は、16歳または17歳の子供が適切で具体的な指示又は特定の作業と関連する分野での職業訓練を受ける限り、一定の危険な作業を行うことを許可している。この法律は危険な職業リストに記載されている保護と矛盾しており、子供が危険な職業で働く可能性を残している。16歳から18歳までの少女は1日6時間以上働くことはできない。この法律は、インフォーマル経済で働く子供や自営業の子供を含む全ての子どもに適用される。

児童労働法に関する違反の取り締まりは、子供及び女性の地位向上省(Ministry for the Promotion of Children and Women)が児童労働撲滅監視全国委員会(National Committee to Monitor the Fight against Child Labor)、司法省が様々な裁判所、安全保障省(Ministry of Security)が国家警察倫理児童労働隊(the Morals and Children's Brigade of the National Police)、国家社会保障研究所(National Social Security Institute)が公共医療、労働省が労働監督官 Labor Inspectorate)によって行なっている。これら諸機関間の調整体制は機能しておらず、非効率であり、煩雑であった。当局は、児童労働法を無視したり、適用法の違反を厳しく取り締まらなかったりしたことがしばしばあった。取り締まりのための資源、査察の回数、改善指導は十分とは言えず、また違反に対する罰則も違反を抑止するのに十分ではなかった。

児童労働は、特に最悪の形態では、深刻な問題だった。児童労働は、農業分野、特に米と

綿の生産、奉公人の仕事、インフォーマル経済の他の分野、金採掘、コーラン学校が主催する強制的な物乞いなどに集中していた。

7 歳から 14 歳の子供のおよそ半数は経済的に活動していて、雇用主らは彼らの 40%以上を最悪の形態の児童労働に就かせていた。多くは農業での危険な作業に従事していた。児童売買も起きていた。雇用主は、強制的な家事労働のために子供、特に少女を使用していた。また雇用者は、黒人系トゥアレグ族の子供たちを家事労働者や農業労働者として働かせていた。

手作業による金採掘現場での児童労働は、深刻な問題であった。国際労働組合総連合(International Trade Union Confederation)によると、少なくとも 2 万人の子供たちが手作業による金鉱山で極めて過酷で危険な状況下で働いていた。また多くの子供たちは、鉱石から金を分離するのに使用される有毒物質の水銀も扱っていた。2014 年の手作業による採掘に関する首脳会談後、政府はこの部門の状況を改善し、児童労働などの違反を減らすための措置を検討するため月 2 回会合する委員会を立ち上げた。

人数は不明であったが、主に 10 歳未満の小学校就学年齢児童が全国で生徒とその両親が資金を提供する定時制のコーランの学校に通っていた。これらの学校ではコーランだけを教えていた。勉強の一環として、コーランの学校の校長（聖者）は、しばしば、「ガリブー(garibout)」や「タリベ(talibe)」と呼ばれるコーラン学校の生徒に街頭でお金を請い求めるか、農業分野で労働者として働くよう義務付けていた。

労働公共サービス省(Ministry of Labor and Public Service)は、フォーマルセクターで臨検や苦情に基づく検査をほとんど実施していなかった。不十分な人員、低い給与、およびその他の資源の欠如は、インフォーマルセクターでの違反の取り締まりを妨げた。バマコの検察官は、経済目的のためだけに子供を使っていたイスラム教の聖者に対する潜在的な虐待罪の調査をいくつか保留していた。

米国労働省の最悪の形態の児童労働に関する調査結果(*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)も www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/ で参照のこと。

d. 雇い入れと職業に関する差別

労働法は、人種、性別、宗教、政治的意見、国籍、民族性に基づく雇い入れと職業に関する差別を禁止しているが、年齢、障害、言語、性的指向、性同一性、社会的地位、HIV 陽性状態、または他の伝染病を有することによる差別を禁じていない。政府の労働検査庁(Labor

Inspection Agency)は、人種、性別、宗教、政治的意見、国籍、または民族に基づく差別の調査と防止を担当しているが、違反の取り締まりを徹底しているわけではなかった。罰則も違反を抑止するには不十分であった。性別、性的指向、障害、および民族性に関連する雇用及び職業における差別が生じていた（第6節を参照）。政府は主要なフォーマルセクターの雇用主であり、表面上は似たような仕事に対して男性と同じような賃金を女性に支払っていたが、職務記述の違いによって給与不平等が認められていた。南部民族出身の雇用主が北部民族出身の人を差別していたケースがあった。

最低賃金は月額 28,465CFA フラン(48 ドル)であるが、労働者の過半数を含むインフォーマルセクター及び生存部門の労働者には適用されていなかった。政府は最低賃金に社会保障や保健医療などの必要な諸手当を追加していた。(2016 年)1 月に政府は、最大の全国労働者組合である UNTM との合意に達した後、公共部門の労働者の給与を引き上げた。8 月には、銀行や保険会社も従業員の給与を引き上げた。

法定週間労働時間は 40 時間であるが、農業部門は例外で季節により法定週間労働時間は 42 時間から 48 時間の範囲で変動する。法律は毎週 24 時間の休憩期間を義務付けており、雇用主は労働者に時間外労働に対する超勤手当を支払わなければならない。法は時間外労働を 1 週間に 8 時間に制限している。この法律は、移民や家事使用人を含む全ての労働者に適用されるが、インフォーマルセクターでは日常的に無視されていた。

法は、職場における労働安全衛生基準を幅広い範囲で規定している。労働者は、解雇されるリスクを負うことなく健康や安全を危険にさらす作業状況から立ち退き、必要と思われる場合には是正措置を勧告する社会保障部(Social Security Department)による調査を要請する権利を有する。しかしながら、当局はこのような状況で働く被雇用者を十分に保護していなかった。失業率が高いこともあって、多くの場合労働者は労働安全規則の違反を報告することに消極的であった。

労働公共サービス省(Ministry of Labor and Public Service)は、労働安全衛生基準違反の取り締まりを徹底しておらず、採用した約 60 名の査察官は、現地調査を行うための資源がなかった。多くの雇用主は、賃金、労働時間、社会保障給付に関する規則を遵守していなかった。労働公共サービス省は、テロ組織による 2012 年の北部 3 州の占領以来、政府がサービスを停止しているこれらの州で一切の検査を実施していなかった。違反を抑止するには罰則が不十分であり、どの政府機関も違反または罰則に関する情報を提供していなかった。労働検察官は、労働組合が苦情を提起した場合にのみ、作業場への予告なしの訪問と検査を行っていた。

労働条件は様々であったが、最悪の条件は民間部門であった。小規模な家族経営の農作業では、子供たちはほとんどまたはまったく報酬を得ずに働いていた。雇用主は家事労働者に対して月額 7,500CFA フラン(\$13)しか支払っていない場合もあった。超過勤務に関する法律違反は、都市で働く子供や手作業による金採掘現場や田んぼや綿畑で働く子供たちに対して共通して起きていた。労働機関は、雇用主が金鉱山でシアン化物と水銀を使用したことを報告し、このような有害物質に触れた労働者への公衆衛生上のリスクを提起していた。検査官は、危険な職場に関する信頼できるデータを収集するための資源が不足していた。